

【香典返しのご寄付】について

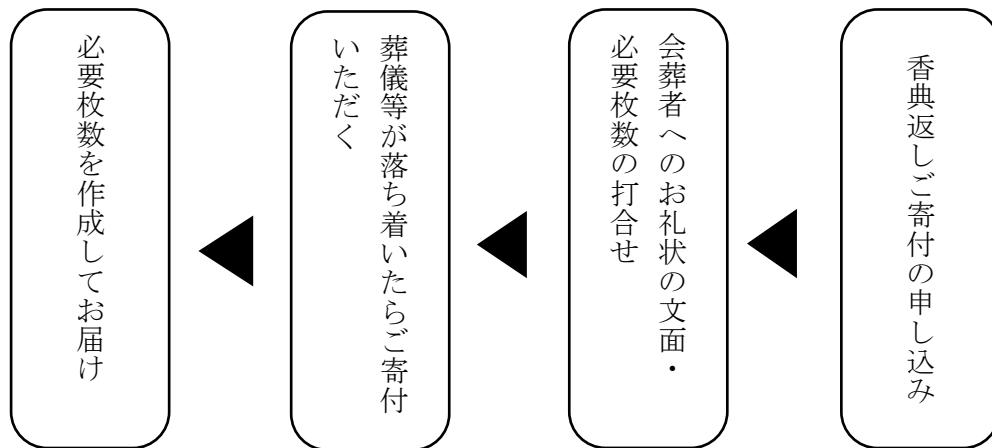
香典返しをするかわりに、広く社会へ役立てたいという思いから、お香典の一部または全てを寄付する方が増えています。練馬区社会福祉協議会にご寄付をいただいた場合、故人のご遺志を尊重して、地域福祉のために有効に活用させていただきます。

◎ご希望により会葬者の方々へのお礼状をご用意させていただきます。

◎税制上の優遇措置があります。

相続財産から葬式費用は控除できますが、お香典は非課税なので、香典返しは葬式費用として控除の対象にはなりません。ただし、練馬区社会福祉協議会に香典返し相当額を寄付された場合には、所得税制上の「寄付金控除」が適用されます。

【香典返し寄付フローチャート】



問い合わせ先

社会福祉法人 練馬区社会福祉協議会

〒176-0012 練馬区豊玉北 5-14-6

新練馬ビル 5階

電話 03-3992-5600 FAX 03-3994-1224